

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時		令和 7 年 7 月 28 日（月）14 時 00 分～15 時 07 分
開催場所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	川口俊一 瀬口毅士 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（2 名）	白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 2 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について 3 鹿児島県最低賃金の改正審議について 4 その他	
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 3 最低賃金額の 1500 円への引き上げを求める要請書 （日本民主青年同盟鹿児島県委員会）【意見陳述】 4 鹿児島地方最低賃金改定に関する関係労働者の意見陳述 （鹿児島県労働組合総連合）【意見陳述】 5 地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望） （鹿児島県タクシー協会） 6 第 2 回目安に関する小委員会配布資料 机上配布 最低賃金額の引上げ等を求める会長声明（鹿児島県弁護士会）	

○ 小城賃金室長

では、定刻ということで、ただ今より始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、1 回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され議事が開会されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

まず、初めにお手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。

本日配付の資料につきましては、表紙裏面に記載のとおり、1 から 6 まで、6 は①から⑨の資料をつけさせていただいております。

先日お配りしたファイルに綴り込んでいただくようお願いします。

なお、資料一覧に記載はございませんが、本日、先ほど鹿児島県弁護士会から最低賃金額の引上げ等を求める会長声明が郵送にて届きましたので、別途、机上に配付させていただきます。

それでは、改めて 1 点、皆様をお願いさせていただきます。

会議の内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。

この議事録を正確なものにするため、進行役を除きまして、ご発言いただく前にはお近くのマイクを手にとって、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いします。

また、マイク同士の干渉を避けるため、発言の都度、マイクのオン、オフを行っていただくよう御協力をお願いいたします。

では、1回目の専門部会でございますので、藤原労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

○ 藤原労働基準部長

皆様、こんにちは。労働基準部長の藤原でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、専門部会の委員を引き受けていただき、誠にありがとうございます。

当県の最低賃金の改正につきましては、7月16日に開催された第1回本審において、労働局長より諮問がなされたところでございます。

ご承知のとおり、改正の議論につきましては中央最低賃金審議会で示される目安を参考にしながら行うということになりますが、その目安額につきましては、現在、中央最低賃金審議会の目安小委員会において議論中でありまして、8月1日の予定の本県の第2回本審において目安額を伝達させていただけるものと考えております。

従いまして、専門部会におきましても、第2回目から目安額が示された上でご議論となる予定でございます。

本日、第1回目を設けさせていただいておりますのは、他県では目安が示された後に第1回目を開催するところもございますが、本県では、このようにして皆様のご協力をいただき、本格的な議論を始める前に第1回目を開催し、労使双方の賃上げに係る考え方、意見等を示していただくことで、公益委員の皆様方も含め、労使双方の主張を知る機会としていただくことを目的として開催させていただいているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本日の各側の意見などを生かしつつ、第2回目以降、中賃より示される目安額等も参考にしながら、鹿児島県の状況等も踏まえた建設的なご議論をよろしくお願いいたします。

今年も大変暑い時期に、また、非常にタイトな日程でご議論をいただくことになり、ご負担をおかけして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

まず、部会長と部会長代理を選出いただきたいと思います。最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。慣例により、公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 瀬口委員

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に川口委員、部会長代理に松本委員を候補者として推薦します。

○ 小城賃金室長

ただ今、部会長に川口委員、部会長代理に松本委員を推薦する旨ご報告いただきましたが、御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の部会長を川口委員、部会長代理を松本委員に決定させていただきます。

申し訳ございませんが、川口部会長と瀬口委員には座席の移動をお願いいたします。

〈座席移動〉

○ 小城賃金室長

では、川口部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 川口部会長

皆さん、こんにちは。

ただ今、部会長に選任いただきました川口です。最後までよろしくお願いします。

本日から専門部会が開催されるということで、是非、真摯な議論、積極的な議論をしていただき、実りある専門部会にさせていただきようをお願い申し上げて挨拶としたいと思います。それでは、最後までよろしくお願いします。

それでは、ただ今より、令和7年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本部会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に係る規定である第5条を準用するとされております。この同条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないとされております。

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の合計8名の委員にご出席いただいております。定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、本部会は有効に成立していますので、これより審議を開始いたします。

開始に先立ちまして、事務局から確認事項についての説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

確認事項としまして、会議の公開等につきましてご説明いたします。

お手元の資料番号2の2ページから3ページをご覧ください。

会議そのものやその資料の公開につきましては、鹿児島県最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条及び8条にて、ともに原則として公開する旨が記載されております。

事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、意見陳述希望者以外に5名の傍聴の希望と報道機関3社からの取材希望を受

け付けており、ただいま待機していただいております。

３ページにあります鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の項目５によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとしてされており、第１回公益委員会におきましても、例年どおり公労使３者が揃って議論を行う場のみを可能とし、公益委員及び労働者側委員または公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使３者が揃っていない場については傍聴ができないこととする方針を確認しております。

従いまして、令和７年度本専門部会においても、毎年お諮りしている定例的な議題につきましても、第１回から専門部会が解散されるまで公労使３者が揃って議論を行う場について、一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。

なお、定例的でない議題をご審議いただく場合には、あらかじめ個別に部会長のご判断をお願いしたいと考えております。

それでは、本専門部会が解散するまでの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、部会長のご判断をお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

審議会専門部会の会議の公開につきましては、今、事務局からの説明のとおりでございます。

審議会専門部会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとして規定されておるところですが、私としましては、例年どおり公労使３者がそろって議論を行う場での定例的な議題につきましては、非公開にする理由はないかと思っておりますので、傍聴、取材、また会議資料の配付等は認めることとしたいと考えておるところであります。

よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、本日を含め今後の専門部会につきましては、公労使３者が揃って議論を行う場での定例的な議題については公開としたいと思います。

事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料の配付をお願いいたします。

〈傍聴者、取材者を案内〉

○ 川口部会長

それでは、専門部会の審議を開始いたします。

お手元の配付資料の順に従って審議していきたいと考えております。

まず、議題１の最低賃金法第25条に基づく公示に関わる意見書の取扱いについてを議題といたします。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

第１回本審でもご説明いたしましたとおり、最低賃金法第25条では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料２の１ページをご覧ください。

最低賃金法第25条第５項で意見聴取について規定されております。同条同項によりますと、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第１項に基づいて、第１回本審の後に、公示の期間を７月16日から23日までとし、関係労使からの意見聴取の公示を行ったところ、資料３から５のとおり、３つの意見書などが提出されております。

また、最低賃金法施行規則第11条第２項では、意見書によるほか、関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により意見を聞くものとなっておりますが、今回は２名の方からの意見陳述の希望があった旨をご報告申し上げます。

なお、本日、先ほど机上配付しましたとおり、鹿児島県弁護士会の方からも、会長声明という形で意見をいただいていることをご報告させていただきます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、意見聴取の公示に対して資料３から資料５のとおり３つの意見書等が提出され、２名の方からの意見陳述の希望があるとの説明、そして、さらに弁護士会

からの要望書が提出されているとのことです。

意見陳述に関しましては、先日、7月16日に開催された第1回本審において、事務局からの複数人でも全体で10分から15分程度の意見陳述をお受けするとの提案についてご承認いただいたところであります。

つきましては、合わせて15分程度、1名につき7分から8分程度で意見陳述を行っていきたいと考えております。

いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、7分から8分の持ち時間ということで意見陳述を行っていただくこといたします。

本日は、日本民主青年同盟鹿児島県委員会、委員長、長野誠さんと鹿児島県労働組合総連合、議長、福丸裕子さんの2名の方が意見陳述を希望されております。

それでは、最初に、長野さんから意見陳述をお願いいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

○ 長野陳述人

ご紹介いただきました、日本民主青年同盟鹿児島県委員会の長野と申します。

よろしくお願いいたします。

資料に載せていただきました要請書の読み上げになります。よろしくお願いします。

最低賃金額の1,500円への引き上げを求める要請書。

鹿児島県の最低賃金は2024年10月から953円に引き上げられましたが、全国平均の1,055円と比べると依然として低水準です。これは月160時間働く場合で、月収にして約17,000円の格差となり、若者だけでなく、全世帯の生活状況に大きな影響を及ぼします。

大学生アルバイトの実情では、時給953円で週20時間、月80時間働いても月収は約76,240円にとどまり、学費、通学費、生活費を賄うには非常に厳しい状況です。大学生が多い鹿児島市内では、2024年5月時点で食費の物価が前年より約2.7%上昇しており、家賃も38,000円前後となっています。また、社会人1・2年目の若年層も同様です。物価指標を見ると、ガソリン代は17.4%上昇し、光熱費や家具・日用品、交通費も軒並み上昇しています。こうした物価高の中で最低賃金が伸び悩むことは、実質賃金の低下を招き、生活保護基準を下回らない最低保障の趣旨からも乖離しています。

さらに、鹿児島の最低賃金は全国でも下から３番目で、これは2023年10月からの下からの順位と変わっていません。他県と比較して低いままにあるこのままでは、若者の県外流出が進み、地域経済の停滞にも繋がりがねません。最低賃金を全国平均並みに引き上げることは、若者層への経済的支援であると同時に、地域活性化と人口定着の鍵となります。

つきましては、物価上昇を踏まえ、最低賃金をせめて全国平均水準、1,055円以上に引き上げていただくことを強く要望いたします。生活基盤の安定と鹿児島の将来を支えるため、どうか御検討をお願いいたします。最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、鹿児島県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望いたします。

要請項目。

最低賃金を時間額1,500円に引き上げること。

生計費原則に基づく全国一律の制度とすること。

最低賃金の大幅引上げに当たっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上でございます。

学生など若い世代が、収入の手段、また収入額、どうしても限りがございます。

生活苦がコロナ禍以降も続いておりますので、どうぞご検討のほどよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○ 川口部会長

長野さん、どうもありがとうございました。

続きまして、福丸さん、よろしくお願いいたします。

○ 福丸陳述人

皆さん、こんにちは。今日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。鹿児島県労働組合総連合の議長の福丸と申します。

それでは、意見陳述をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

鹿児島地方最低賃金改定に関する関係労働者の意見陳述。

審議会委員の皆様には、鹿児島地方最低賃金制度の機能発揮に向けてご尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

最低賃金をめぐる動きについては、近年マスコミ報道などでも注目を集めることになっています。昨年の最低賃金は56円引き上げられて953円となりましたが、私たちは首都圏との賃金格差が是正されていないと感じています。全国一律最低賃金制度の検討

が必須であると痛感しています。

昨年は、私たち鹿児島県労連で取り組んだ最低生計費調査のアップロードについてこの場で陳述させていただきました。調査結果では、鹿児島市内で25歳の若者が普通に暮らすためには、男性月額268,696円、前回調査比較31,138円プラス、女性月額269,794円、前回調査比較30,823円プラス、ともに税・社会保険料込みという結果となりました。年額に換算すると約323万円となり、過去の試算から9.9%上昇しました。試算の月額を賃金収入で得るとすると、時給換算で、男性1,584円、女性1,593円、中央最低賃金審議会で用いる法定の最も長い所定内労働時間月173.8時間で計算した場合。月150時間換算をすれば男性1,794円、女性1,798円となり、より金額としては上昇する、となりました。労働時間を含めて人間らしく普通に暮らすためには、現在の最低賃金ではとても足りず、時給1,500円以上が必要であることを明らかにしました。

全労連と地方組織が全国27都道府県で約5万人の協力で行ってきたマーケットバスケット方式による最低生計費試算調査によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円、税込み、時間額1,500円以上、月150時間換算、必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円の結果が出ており、1,500円では足りない状況が示されています。

今、労働者・住民の命と暮らしは、歴史的物価高騰の中で異次元の暮らし危機をもたらしています。実質賃金は連続マイナス、社会保障の負担額の異常な増加や教育費の高騰などで、生活は厳しさを増しています。最近の消費者物価指数は上昇し、このうち米類は過去最高となっています。手取りに注目した政党への投票行動に変化が生じるなど、国民は今、何らかの変化と解決を求めています。

私たちの仲間が多く働く医療、介護、福祉などケア労働者は、この物価高の中で実質賃下げとなっています。また、最も困難な生活を強いられる非正規労働者で働く仲間の賃上げは抑制的であり、生活改善どころか、消費者物価指数の食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない基礎的支出項目の上昇にも及ばず、厳しさが増しているのが実態です。困窮する国民生活を支え、格差と貧困の是正と雇用を守るために、労働者の賃金底上げによる経済への転換が図られるようご尽力いただくようお願いいたします。

目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。石破首相は、5月22日に行われた政労使会議で、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の施策パッケージ案を示されました。働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金抑制です。

ところが、施策パッケージ案は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化、人員削減を迫ることを主内容とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざ

るを得ません。人手不足が限界に達し、人命や子供の発達に重大な影響を及ぼしかねないケア労働や教育まで生産性向上を求めることは断じて許されません。日本企業の生産性は上がっているにもかかわらず、賃金が上げられていないのが現実です。政府として最低賃金の引上げを掲げるならば、生産性向上、効率化、省力化を求めるのではなく、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料減免や賃金引上げ分の直接補助を実施するべきです。

日本の労働者の低賃金は、大企業の利益優先が生み出したゆがみです。ここを政府が規制しない限り、賃上げ原資を中小企業にもたらしことはできません。M & Aなどで中小企業を淘汰・整理し、雇用流動化で労働者の自己責任を強いることは、雇用喪失と地域経済の破壊につながるものです。適正な公正取引がなされる施策を、強制力をもって強化することが必要です。

地域経済で言えば、この間の無策が地方から大都市への人口移動を推進したことになります。この地方の経済損失は、地域経済を冷え込ませ、地方の中小企業経営が労働力を十分に確保できない等、影響を与えています。

今、幾つかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊をこれ以上放置できないと、地方最低賃金審議会に向け、格差是正とそのための最賃引上げを求めて声を上げて行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。2024年の最低賃金改定では、27県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。

去年は、徳島県が目安額50円にプラス34円の84円増という大きな変化をつくられましたが、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題を持っています。目安額の上乗せも、最下位にならないためのものとなり、目安方式そのものが問われる事態になっています。地域間格差拡大の抑制という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引上げを抑制する要因ともなっています。212円と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することだと考えます。昨年、中央最低賃金審議会は、A、B、Cランクとも一律50円の目安額としましたが、地域間の格差を縮小するメッセージとなる目安を検討すべきです。

審議委員の皆様、中央の目安での金額のみで論議するのではなく、鹿児島で働く方々に寄り添った審議会であってほしいと期待しています。特に時給で働く非正規の方は本当に困っています。

私の周りの方の声です。車がないと働きに行けないので、ガソリン代の高騰が生活に影響が出ている。お米が高いが子供に我慢をさせられないので食費が膨らんでいる。自分の時給が上がると少しは助かるなど、耳にしています。このような生活実態は昨年も申し上げましたが、その重たい事実に向き合っていただけないでしょうか。

審議会の皆様には、県内で働く全ての労働者に対して、健康で文化的な生活を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条、人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき、その水準に及んでいるかどうか、審議を強く求めます。

過ぎてしまいました。ありがとうございました。以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、長野さん、福丸さん、お二人の方からの意見陳述がございました。

ただ今の意見に関して、委員の方々、何かご意見等、ご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

無いようでしたら、一ご意見ということでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 川口部会長

それでは、ただ今、2人の方からのご意見につきましては、非常に貴重なご意見として、労働者側の貴重なご意見として、今後の改正審議の参考にさせていただきたいと考えております。

長野さん、福丸さん、ありがとうございました。

続きまして、議題の2として、鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整についてを議題といたします。

この件につきましては、先日7月16日の第1回本審で協議済みではありますが、再度、事務局からの説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

では、説明いたします。

第2回専門部会から第5回専門部会の開催日時につきましては、第1回本審にてご承認いただいたとおり、第2回専門部会、8月5日、火曜日10時から、第3回専門部会、8月8日、金曜日10時から、第4回専門部会、8月19日、火曜日10時から、第5回専門部会、8月21日、木曜日10時から、それぞれ開催させていただく予定となっております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、2回目から5回目までの開催日について、改めて説明がございました。中賃での答申の状況によるところもございますが、基本的にはこの日程で進めたいと考えているところです。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

次に、議題の3に入る前に、本日の資料等について、事務局、説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは私の方から、本日の資料につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料6は、第2回目安に関する小委員会において配付された資料になります。

6の①は、令和7年度賃金改定状況調査結果になります。

1ページから2ページは、調査の概要となります。3ページは第1表、賃金改定実施状況別事業所割合、4ページが第2表、事業所の平均賃金改定率、5ページが第3表、事業所の賃金引上げ率の分布の特性値になります。6ページから8ページは、第4表として、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率で、6ページが、男女別内訳、7ページが②としまして、一般・パート別内訳、8ページが③としまして、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっております。

次に、6の②は、生活保護と最低賃金となりますが、これにつきましては、第2回本審において改めてご説明させていただきます。

6の③は、地域別最低賃金額、未満率及び影響率になります。

なお、鹿児島県における未満率、影響率については現在集計作業中であり、8月1日開催予定の第2回本審において配付の予定としております。

資料6の④は、賃金分布に関する資料で、時間当たりの賃金分布を示したもので、鹿児島県については、一般労働者・短時間労働者計が12ページに、一般労働者が25ページに、短時間労働者に係るものが38ページにそれぞれ記載されております。

資料6の⑤は、最近の経済指標の動向を取りまとめたものになります。

資料6の⑥以降、⑨までは参考資料となっております。

資料6の⑥は、中賃委員から追加要望資料で、消費者物価指数（食料関係）の対前年

上昇率の推移に始まり、米国の関税措置に関する各省庁の影響調査、諸外国の最低賃金制度、欧州連合、ＥＵの最低賃金に関する指令など、全ては申し上げますが、追加要望のあった資料となっております。

資料６の⑦は、第１回本審でお配りした資料１４の④の、足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分のみを抜粋したものになります。

資料６の⑧も、同じく第１回本審でお配りした資料１４の③の、主要統計資料の更新部分のみを抜粋したものとなっております。

それから、資料６の⑨は、第２回目安に関する小委員会で労働者側委員の仁平委員が提出した、パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移といった資料になります。

なお、７月２４日に開催された第３回目安に関する小委員会においては、配付資料はございませんでした。

詳細につきましては、改めて御確認いただきたいと思います。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

今、お手元の資料等に関する事務局のご説明がございました。

委員の方々、何かご意見、ご質問等ございませんか。

よろしいですかね。

（質問等なし）

○ 川口部会長

それでは、続きまして、議題３、鹿児島県最低賃金の改正審議についてに入りたいと思います。

今年度につきましては、まだ目安額が示されていないところであります。

本年度の最低賃金の改正に当たって、労使各側の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず、労働者側からお願いいたします。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

スタンスの方を報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、労働者側の主張、１回目ということで、７月１１日に開催されました第７０回の

中央最低賃金審議会におきまして、鰐淵厚生副大臣より、今年は政府としてまとめた新しい資本主義実行計画改訂版において、2029年度までの5年間で、実質賃金で年1%程度の上昇を賃上げの新たな水準の社会通念として我が国に定着させるということを目指しているということ。

そして、最低賃金についても、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を続けると。

そして、賃金については、持続的・構造的な賃上げへの社会的機運などを背景に、昨年を上回る高い水準となっているということ。

そして、この賃金の流れを非正規雇用労働者や我が国の労働者の7割が働いている中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも必要であること。

昨年度の中央最低賃金審議会におきまして、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視し、また、地域間格差の是正の観点も勘案した結果、全国加重平均で1,055円、51円の引上げとなったということなどに、触れられております。

審議会において物価の動向、賃金の状況、企業の業況などの、最低賃金法に定める3要素のデータを考慮するとともに、地域間格差是正などにも配慮するようにというようなことで発言されております。

政府が掲げております骨太方針2025では、成長型の経済の柱として、賃上げこそが成長戦略の要であるということが掲げられており、最低賃金につきましては、2020年代に全国平均1,500円以上引き上げるという具体的な、数字も入れた方針が示されているということです。

以上のことを念頭に置きながら、労働者側の基本的な考え方としましては、日本経済の自律的成長に向けた人への投資が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の大幅な引上げが必要であるというふうに思っております。その水準については、生存権を確保した上で労働の対価にふさわしいナショナルミニマムとして、公労使の三者構成原則のもと、真摯な議論を積み重ねていくべきである。

昨年、16都道府県で時給1,000円に達し、全国加重平均1,055円に達しましたが、これは都市部を中心に平均を押し上げているものということでありまして。1,000円を上回る地域は8都道府県から16都道府県に増えております。連合が掲げております誰もが時給1,000円はいまだに実現していない状況ではあることから、今年度は、鹿児島県においては時給1,000円を通過点にしなければいけないというふうに思っております。

現在の鹿児島県の最低賃金は953円で、月173.8時間働いても、月収で約165,000円、年収で200万円にも届かない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっております。この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持して、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、生存権を確保した上で最低賃金法第1条が目的と掲げております労働者の生活の安定を図ることは困難な状況であり、生存権を確

保していかなければならないと思っております。

物価高対策としましても、米高騰を筆頭に、食料品や日用品、ガソリンの価格が急激に上昇して、生活費の負担が増加しております。最低賃金の引上げはこうした物価上昇に対応するために必要であり、物価高が続く中で労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近くで働いております仲間の暮らしは極めて苦しいと言わざるを得ません。今年の最低賃金の期待感がかつてないほど高くなっているというふうに感じております。社会に向けて、私の賃金も上がるというような、明確なメッセージを発信すべきであると考えております。

地域間格差の是正も進めていかなければいけません。

現在、鹿児島県では時給953円と全国で3番目に低い水準となっております。昨年を目安は、A、B、Cランク一律50円を目安額でしたが、27地方審議会においては、目安答申からの上乗せがありまして、B、Cランクを中心に、目安を大幅に上回る金額が相次いでおります。近年の実績を重く受け止めるべきでありまして、隣県や都市部への働き手の流出の一因となっていることから、都市部との格差是正、またランク内での額差縮小にもこだわって取り組む必要があると思っております。

鹿児島県においては出生数が9,000人を割り、最少記録の更新を続けております。鹿児島は全国に先駆けまして、人口減少、高齢化が進行している状況であり、特に新規の学卒者の県外の就職率は約半数を占めるなど、県外への流出は地域の活力低下が懸念されているというふうに思っております。

最後にですが、売り手よし、買い手よし、世間よしを示す三方よしは、近江商人の経営哲学の一つと言われております。これは、商いというものは、売り手と買い手の両者が満足することは当然のことであり、さらに社会に貢献できるものでなければならないというような教えでございます。

会社は社会的公器でございます。企業の存在価値、意義、そして社会責任はどうあるべきかを考えながら、離島を抱えている鹿児島の経済、県民生活を守る、県民に寄り添える、物価高に苦しむ最低賃金近傍で働く県民を置き去りにしてはいけないというようなことを忘れずに、魅力ある鹿児島を目指して審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今、言った内容につきまして、今後の専門部会にて資料を提出しながら、詳細については説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、労側の白石委員から、今年の労側の基本的な考え方をお示しいただいたとこ

ろであります。

委員の皆さん方、何かご質問等ございませんか。

よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは、続きまして使用者側から、本年度の基本的な考え方をお願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上です。

簡単なペーパーにまとめておりますので、それをご覧ください。それでは、読み上げる形でご説明をいたします。

令和7年度の最低賃金、使用者側の基本的な考え方ということでございます。

まず、1、現状認識でございます。

日本経済は、所得環境の改善に伴う民間消費の拡大などにより、緩やかな持ち直しの傾向が続いています。鹿児島も日本銀行鹿児島支店が発表した最近の県内の金融経済概況では、緩やかに回復しているという判断を維持しています。

しかし、中東地域をはじめとする国際情勢が不安定な上、一応決着したアメリカとの相互関税の問題も、限られた業種かもしれませんが、先行き不透明感や不安感は拭えない状況です。

ご存じのとおり、養殖ブリですとか、お茶ですとか、こういったところは新たな関税が入ってくるのかなと。それから牛肉、それからお米の問題もあるのかなというふうに思っております。農業県鹿児島にとっては大きな問題だというふうに思っております。

雇用情勢を見てみましても、最新の鹿児島の有効求人倍率は1.11倍と、全国平均の1.24倍を下回りました。求人が求職を上回っているものの、求人は緩やかに減少傾向にあります。人手不足で機会ロスをしている企業がある一方で、物価上昇などの影響で求人を控える企業が出てきているのも気になります。

鹿児島の経済は、全体的には回復傾向にはありますが、設備投資計画や人材の採用計画が下方修正されるなど、中長期的な観点からは懸念材料が出てきているということを認識すべきだというふうに思っております。

そういった現状認識の中、今年度の審議における基本的見解でございます。

鹿児島県の最低賃金は、この2年間で一気に100円引き上げられました。影響率は約24%に達し、最低賃金の引上げを負担とを感じる企業も増えてきています。最低賃金の

役割は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットです。よって、業績や価格転嫁に関係なく、一律に、しかも罰則付きの強制力をもって適用され、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なるということを認識すべきです。

鹿児島も全体とすれば、景気は改善傾向にあること、物価高が続いており生活者の負担も増えていることなどを考慮すれば、成長と分配の好循環の実現に向けて最低賃金を引き上げることの必要性は認識しており、引き上げられる企業は積極的に対応すべきだと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、近年の引上げペースは速すぎる上に、原材料高、人手不足などで体力が疲弊し、価格転嫁が進まず、賃上げの余力が乏しい企業も多々出てきています。

そういった状況の中、最低賃金について政府は、2020年代に全国平均1,500円を目指すという方針を示しました。民間の信用調査機関の全国調査によりますと、対応不可能と答えた企業が約半数だったというアンケート結果もあり、今後の経営を不安視する声も多く聞かれます。

最低賃金は、法が定める三要素である、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力に基づき決定されるものですが、使用者側とすれば、特に企業の支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきだと考えております。

そのため、先ほど示されましたけれども、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えに変わりはありません。そして、持続的に賃上げができる環境整備を一層進める必要があることも強調しておきます。

また、発効日につきましても、10月にとらわれることなく、地域の実情を勘案した審議を尽くすべきだと考えております。

事業者は、雇用の維持・確保という社会的責任も負っており、引上げ額は、他県の動向も勘案しながら、鹿児島の経済状況に見合う水準で決定すべきだと考えております。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、使用者側、濱上委員から基本的な考え方の提示がございました。

ただ今の説明でご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

無いようです。

改めまして、労側、使側それぞれに基本的な考えをいただいたところでございます。公益委員側も含めて、ただ今の基本的な考え方についてご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいですか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

補足的にちょっとお伺いしたいことですが、昨年度と何か特段変わった点とか、強調する点とかはございますか。

○ 濱上委員

政府が2020年代に、1,500円を目指すというように時期が前倒しになり、使用者は結構動揺しています。今年度はその初年度ということでどういった目安が出るのかということも含めて、非常に不安視する声が多いということを今回は入れ込んだつもりでございます。

あと、考え方につきましては、まだ目安も出ておりませんので、そんなに大きな考え方はない。やはり第4表が、労使がそろって賃上げ率が出たということでございますので、これを重視すべきじゃないかということを申し上げておきます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

労側に関しましては、昨年度との関係で言いますと、何か特段の加えた点とか変更点とかございますか。

○ 白石委員

特段、変更点というほどではないんですけど、やはり近年、物価高が止まる兆しがないというようなことと、やはり今、最低賃金も踏まえて、ちょっと流れ的には転換期なのかなというような形では思っております。

今年初めて謳わせてもらいましたが、やはり企業としての社会的公器というか、企業が県民に対しての社会的責任だとかというようなところをどう考えているのかというようなところも踏まえて、やはり労働者側は雇われておりますけど、企業が雇っているところの従業員をやはり幸せにするというようなことが、やはり働いている側から見ても、この会社に働けてよかったなと思えるような、雰囲気になってもらわない

といけないと。

やはりその辺も踏まえて大体の相場だとか、企業側のほうから労働者側のほうを、お互いがウィン・ウィンというか、ここで働いてよかったと、従業員がよかったと。従業員がいないと会社も運営できないわけですから。お互いのところを、尊重してもらいながら、やはり金額が低い鹿児島でというようなことで言いますと、地方だから、鹿児島だからではなくて、地方だからこそ、鹿児島だからこそ、今後どうしていくのかというのを頭に置きながら議論してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ほかにはご意見は。

どうぞ。

○ 千代森委員

使側の千代森でございます。

先ほど濱上委員の方から、使用者側の見解を説明させていただきました。その中で、2 ページ目に、発効日について触れてあります。昨年度も若干議論があったんですけど、そこは深まらなかったんですけど、例年、地域別最低賃金、この地賃での8月上旬、中旬の改定決定後、ほとんどの都道府県でも10月上旬に発効するプロセスとなっております。そもそも地域別最低賃金の発効日というのは、法令に10月のいついつと定められているものではないと認識しております。

ここ数年の最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各事業者においては、その1 か月半から2 か月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業からも、商工会の中でも負担の声が聞かれています。年度途中の短期間での賃上げに伴う価格転嫁、それから生産性向上のための設備投資等も容易ではございません。賃金支払いの原資確保に向けても、各企業の十分な準備期間というのは配慮していただく必要が今後はあるのではないかと考えております。近年の引上げ幅が過去と比べて非常に大きいことを考えますと、発効日だけがそのままというのはいかがなものかなという印象もあります。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。

あと、公益の方の委員は何か。

○ 濱上委員

事務局にお尋ねなんですけれども、意見書の提出というのが、これまでは労側からの意見書提出というのは非常に多かったと思うんですが、今回、意見は述べられなかったんですけども、タクシー協会さんから出てきていますけれども、これはどちらかというと使用者側というスタンスなのかなと思いますが、使用者側からのこういった意見書というのは、過去にあったか分かりますか。

私の記憶にないものですから。

○ 小城賃金室長

私も調べてはいないんですけど、恐らく初めてではなかろうかというふうに思っています。ちゃんと調べてみないと分かりません。恐らくハイヤーとかタクシー協会さんの方で全国的に何か展開されたのではなかろうかというふうに見てはいます。

鹿児島の方でこれまで使用者側の方からの意見書が提出されたことがあるかということを確認に言うと、ちょっと調べてみないと分からないというのが今のところの見解です。

○ 濱上委員

突然の質問ですみませんでした。

私も、何年かこの委員をしているんですけども、無かったなと思ったものですから。

ということは、先ほど会長からご質問がありましたけれども、今年変わったことということで言えば、やはり2020年代の1,500円ということの、ある意味、これはタクシー業界さんからの意見書というのはその裏返しなのかなと。そういった危機感をお持ちだからこそ、今回、慎重審議のご要望が出たのかなというふうに思ってます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。

○ 松本委員

公益委員の松本です。

先ほど、双方から基本的な考え方についてはご説明いただきました。労側の方からは、

次回以降は詳しい資料、データなども示しながら審議に加わるということをおっしゃっていただきました。使側からは、今回ペーパーが出されていますが、その中で、例えば人手不足で機会ロスをしている企業ですとか、求人を控える企業が出ているというような説明がありました。あるいは価格転嫁が進んでいない、賃上げの余力が乏しい企業も出ているというような、足元の企業の実情というものを示していただいたかと思うんですが、この辺りの事柄について何か具体的なデータ、資料みたいなものがありましたら、次回以降提出いただけるとよろしいのではないかなと。あるいは事務局のほうで何かそろえていただけるような資料がありますと、双方の理念、社会的な責任ということもご発言がありましたが、理念だけの議論ではなくて、実際の具体的な資料、データを突き合わせながら審議できるといいのではないかなと思います。

可能な範囲で具体的なデータをお示しいただけるのがよろしいかと思いますが、お願いできますでしょうか。

○ 濱上委員

使用者、濱上です。

中央会さん、あるいは商工会さん、たくさんの会員がいらっしゃるところはアンケート調査というものを毎月のようにやっておられるようです。その数字、あるいは経営者の方々のお声、それから、九州経済研究所さんというところも毎月のようにいろんなアンケート調査、そのデータを発表しておられます。

それから、先ほど、約半数が1,500円に不安を持っているという声、これは信用調査機関の東京商エリサーチさんなんですけれども、これは全国調査でしたが、そういった数字も出ておりましたので、先ほどここに入れ込んだわけです。

集められるか、御希望に沿えるようなデータかどうかは分かりませんが、そういった数字も出していければというふうに思っております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他にはございませんでしょうか。

よろしいですか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

本日の基本的な考え方のお示しについて、共通する分もあれば、多々、当然対立している部分もあるということでもあります。

現時点においては中賃の目安が示されていない段階でありますので、次回からちょっとそこらあたりも含めて議論を再度深めていただければと考えているところです。

つきましては、次の第2回本審において、スケジュールどおりにいけば、目安伝達が行われることとなっておりますので、是非、次回の専門部会の際には、具体的な金額の提示を含めて積極的な審議をお願いしたいところでございます。

よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最後の議題になりましたけれど、他に何か、その他ということで、改めまして他にございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

無いようでしたら、最後に、事務局からの事務連絡等ございましたらお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

次回の部会につきましては、8月5日火曜日、10時からの予定でございます。

会場は、本日と同じ第2会議室ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

次回は、8月5日火曜日、10時からの予定ということです。

よろしくお願いいたします。

それでは、最後に本日の会議の議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側が濱上委員、お二人にお願いいたします。

それでは、本日の専門部会はこれもちまして閉会といたします。

皆さん、どうもありがとうございました。